

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月一日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

### 広島県人事委員会規則第十八号

#### 職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する規則(平成四年広島県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

#### 改正後

#### 改正前

(条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員)

#### 第二条 (略)

#### 一 (略)

イ その養育する子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する子)をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第四条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第三条の規定に該当する場合にあつては当該子が二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては更新後のもの)が満了すること及び引き続き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員)

#### 第二条 (略)

#### 一 (略)

イ その養育する子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する子)をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第三条の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

二 次のいずれかに該当する非常勤職員

イ その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が次条第一号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下このイにおいて同じ。)(において育児休業をして

いる非常勤職員であつて、同条第二号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ロ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児

二 次条第二号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下この号及び同条において「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(条例第二条の三第二号の人事委員会規則で定める場合等)

### 第三条 (略)

一 (略)  
二 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 当該子の一歳六か月到達日

三 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(条例第二条の三第二号の人事委員会規則で定める場合等)

### 第三条 (略)

一 (略)  
二 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日)と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日(当該地方等育児休業の期間の末日とされた日)が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

イ 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第四条の三第二号に掲げる事情に該当するときは(2)及び(3)に該当する場合)

(1) 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日)と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

(1) 当該子について、児童福祉法(昭

が異なるときは、そのいずれかの日に掲げる場合又はこれに相当する場所に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

(一) 当該子について、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育(以下「保育所等」における保育)という。)の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(二) 常態として当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親若しくは同条第一号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意

和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育(以下「保育所等」における保育)という。)の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親若しくは同条第一号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項及び次条において同じ。)である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

(一) 死亡した場合  
(二) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合  
(三) 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合  
(四) 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。  
以下この条及び次条において同じ。  
（）である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合  
（イ）死亡した場合  
（ロ）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合  
（ハ）常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合  
（ニ）六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合  
（4）当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（後の期間においてこのイに掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合）  
ロ 当該非常勤職員が条例第三条第一号から第三号まで及び第四条の二第一号に掲げる事情のいずれかに該当する場合

（条例第二条の四の人事委員会規則で定める場合）  
第三条の二 条例第二条の四の人事委員会規則で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときとする。

一 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第四条の二第二号に掲げる事情に該当するとき）はロ及びハに掲げる場合に該当する場合）

（条例第二条の四の人事委員会規則で定める場合）  
第三条の二 条例第二条の四の人事委員会規則で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日（を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合）であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合  
二 当該子の一歳六か月到達日後の期間に

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳六か月到達日後の期間において育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

(1) 当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳六か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳六か月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが前条第二号イ(3)(イ)から(ニ)までのいずれかに該当した場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの号の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

二 当該非常勤職員が条例第三条第一号から第三号まで及び第四条の二第一号に掲げる事情のいずれかに該当する場合

(条例第三条第五号の人事委員会規則で定める事情)

第四条の二 条例第三条第五号の人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業の承認が条例第五条第一号に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

ロ 養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定によ

ついで育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

イ 当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳六か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

ロ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳六か月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが前条第二号ロ(2)(イ)から(四)までに規定するいずれかに該当した場合

(条例第三条第六号の人事委員会規則で定める事情)

第四条の二 条例第三条第六号の人事委員会規則で定める事情は、育児休業の承認が、条例第五条第一号に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこととする。

一 民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

二 養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

二 措置が解除された場合  
任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(条例第三条第六号の人事委員会規則で定める事情)

第五条 条例第三条第六号の人事委員会規則で定める事情は、第三条第二号及び第三条の二の規定のいずれかに該当することとなつたこととする。

(育児休業の承認の請求手続)  
第六条 育児休業の承認の請求は、あらかじめ書面により行い、第四条の二第二号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の一月(次に掲げる場合は、二週間)前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から第四条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 第三条第二号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第一号に掲げる場合に該当して育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

三 第三条の二の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、

(条例第三条第七号の人事委員会規則で定める事情)

第五条 条例第三条第七号の人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 第三条第二号に掲げる場合に該当すること又は第三条の二の規定に該当すること。

二 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第六条 育児休業の承認の請求は、あらかじめ書面により行い、前条第二号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の一月(第三条第二号に掲げる場合又は第三条の二の規定に該当する場合にあつては、二週間)前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、

証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が第四条の二第二号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第七条 育児休業の期間の延長の請求は、あらかじめ書面により行い、第四条の二第二号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間前までに行うものとする)。

一 当該請求に係る子の出生の日から第四条に規定する期間内に行っている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

二 第三条第二号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 第三条の二の規定に該当してしている前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第二十六条 (略)</p> <p>2 給与条例第二十一条の三第一号に規定する人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業(公益的法人派遣職員については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児介護休業法」という。))第二条第一号に規定する育児休業をいう。次項第二号、第四項、第二十六条の十第一項及び第二十七条第八項第二号において同じ。)をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、又は停職にされていた期間以外の期間及び退職派遣者であつた期間(育児介護休業法第二条第一号に規定する育児休業の期間を除く。)とする。</p>	<p>(期末手当) 第二十六条 (略)</p> <p>2 給与条例第二十一条の三第一号に規定する人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業(公益的法人派遣職員については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児介護休業法」という。))第二条第一号に規定する育児休業をいう。次項第三号、第四項、第二十六条の十第一項及び第二十七条第八項第二号において同じ。)をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、又は停職にされていた期間以外の期間及び退職派遣者であつた期間(育児介護休業法第二条第一号に規定する育児休業の期間を除く。)とする。</p>

証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が前条第二号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第七条 前条第一項及び第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

<p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員、第二号介護休暇を受けている職員又は大学院修学休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する規則(平成四年広島県人事委員会規則第二号。以下「育児休業規則」という。)第四条に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業規則第四条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業</p> <p>三一五 (略)</p> <p>4ー7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2ー7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、育児休業(第二十六条第三項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)をしている職員、第二号介護休暇を受けている職員又は大学院修学休業をしている職員として在職した期間</p> <p>三十一 (略)</p> <p>9・10 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、育児休業をして</p> <p>期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)、第二号介護休暇を受けている職員又は大学院修学休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>三一五 (略)</p> <p>4ー7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2ー7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、育児休業をして</p> <p>期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)、第二号介護休暇を受けている職員又は大学院修学休業をしている職員として在職した期間</p> <p>三十一 (略)</p> <p>9・10 (略)</p>
--	---

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第三條 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

第十條 (特別休暇)  
(略)

休暇を受ける場合	略	期間	略
十三 職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合		配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合は十四週間)前の日から出産の日以後一年を経過する日までの期間内において、五日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	
2-9 (略)	(略)	(略)	(略)

第十條 (特別休暇)  
(略)

休暇を受ける場合	略	期間	略
十三 職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合		配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合は十四週間)前の日から出産の日後八週間(出産の日以前の期間が六週間に満たないこととなつた場合にあつては、その満たない期間を八週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において、五日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	
2-9 (略)	(略)	(略)	(略)

(短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部改正)

第四條 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則(令和元年広島県人事委員会規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特別休暇) 第十三条 (略)		(特別休暇) 第十三条 (略)	
休暇を受ける場合	略	休暇を受ける場合	略
十八 職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合は十四週間)前の日から出産の日以後一年を経過する日までの期間内において、五日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	十八 職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合は十四週間)前の日から出産の日後八週間(出産の日以前の期間が六週間に満たないこととなつた場合にあつては、その満たない期間を八週間に加算した期

この人事委員会規則は、令和四年十月一日から施行する。

附 則

2 ― 4  (略)	(略)	
	(略)	
2 ― 4  (略)	(略)	
	(略)	間)を経過する日までの期間内において、五日を超えない範囲内で必要と認めるとき又は時間